

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構共同研究実施規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）第47条の規定により研究機構以外の者と試験及び研究並びに調査（以下「研究等」という。）を分担し、技術及び知識を交換し、並びにその費用を分担して行う研究等（以下「共同研究」という。）について、その取扱いの方針を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

(共同研究契約)

第2条 理事長は、研究機構以外の者と共同研究を行うことが必要であり、かつ、共同研究を行おうとする者が当該共同研究を行うために十分な技術的能力及び経理的基礎を有すると認められる場合において、共同研究を実施するものとし、この場合においては、当該共同研究を行おうとする者と業務方法書第48条に定める共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結するものとする。

2 理事長は、前項の共同研究契約を締結しようとするときは、共同研究契約書において次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 共同研究の課題
- 二 共同研究の内容に関する事項
- 三 共同研究に係る業務を実施する場所及び方法に関する事項
- 四 共同研究契約の期間及びその解除に関する事項
- 五 共同研究に要する費用の分担に関する事項
- 六 共同研究の結果の取扱いに関する事項
- 七 共同研究の結果が知的財産権の対象となったときのその帰属に関する事項
- 八 その他必要な事項

(共同研究の費用の分担)

第3条 共同研究に係る費用は、研究機構及び共同研究を行う者（以下「共同研究者」という。）がそれぞれ負担するものとする。

(研究資金の提供)

第3条の2 研究機構は、共同研究者から申し出があり、共同研究を積極的に推進する上で必要があると認める場合には、当該共同研究に係る費用の総額の範囲内において当該共同研究者から研究資金の提供を受けることができる。

2 前項の規定により研究資金の提供を受けた場合において、研究機構が当該研究資金により取得した財産（知的財産権を除く。）の所有権は、研究機構に帰属するものとする。

る。

（研究員の派遣等）

第4条 研究機構及び共同研究者は、共同研究を実施するに際し、必要があると認める場合には、相互に共同研究を実施する職員（以下「研究員」という。）を派遣することができる。

2 理事長は、研究機構に派遣された共同研究者の研究員が共同研究を実施するに際し、共同研究者から必要な設備等を持ち込む必要がある旨申し出があった場合には、これを認めることができる。

3 研究機構は、研究機構に派遣された共同研究者の研究員が、共同研究を行うに当たって故意又は重大な過失によって研究機構の設備又は機械器具類に損害を加えたときは、共同研究者に対して損害の賠償を請求することができる。

（共同研究の中止等）

第5条 研究機構は、研究機構又は共同研究者が天災地変その他やむを得ない事由により共同研究の遂行が困難となったときは、両者協議の上、共同研究の内容を変更し、又は共同研究を中止することができる。

2 研究機構は、前項の規定による共同研究の変更又は中止により共同研究者が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

（特許の共同出願）

第6条 研究機構は、共同研究の結果、研究機構の研究員及び共同研究者の研究員とが共同して発明を行ったときは、共同研究者と共同して特許出願を行うものとする。ただし、研究機構が共同研究者から特許を受ける権利の全てを承継した場合は、この限りでない。

2 理事長は、前項の共同出願を行おうとするときは、共同研究者との間で、当該共同出願に係る特許を受ける権利のそれぞれの持分その他必要な事項を定めた共同出願契約を締結するものとする。

（特許出願）

第7条 理事長は、共同研究の結果、研究機構の研究員が独自に発明を行った場合において特許出願を行おうとするときは、あらかじめ共同研究者の同意を得るものとする。

2 共同研究者は、共同研究の結果、当該共同研究者の研究員が独自に発明を行った場合において特許出願を行おうとするときは、あらかじめ理事長の同意を得なければならない。

（独占的实施権）

第8条 研究機構は、研究成果に係る発明に関しての研究機構及び共同研究者の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づく特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）について、共同研究者又は共同研究者の指定する者（以下「共同研究者等」という。）

に限り、実施の許諾に関する契約の締結の日から10年を超えない範囲内において、独占的に実施する権利（以下「独占的实施権」という。）を、希望する場合には付与することができる。

- 2 研究機構は、共同研究者等から独占的实施権を実施する期間（以下「独占的实施期間」という。）の延長の申し出があった場合において、当該期間を延長する必要があると認めるときは、これを延長することができる。

（第三者に対する実施の許諾）

第9条 研究機構は、共同研究者が、正当な理由なく、共有に係る特許権等を出願から3年以内に実施しないときは、共同研究者以外の者に対し、共有に係る特許権等の実施を許諾することができる。

- 2 研究機構は、共同研究者等に独占的实施権を許諾した場合において、共同研究者等が独占的实施権の許諾から3年間、正当な理由なく実施しないときは、独占的实施権の付与を中止し、共同研究者等以外の者（以下「第三者」という。）に対し、共有に係る特許権等の実施を許諾することができる。

- 3 研究機構は、共同研究者等に独占的实施権を付与したことにより、公共の利益が著しく損なわれると認められるときは、独占的实施権の付与を中止し、第三者に対し、共有に係る特許権等の実施を許諾することができる。

（実施料）

第10条 研究機構は、共同研究者が共有に係る特許権等を実施するときは、当該共有に係る特許権等の実施の許諾に関する契約で定める当該権利に係る研究機構の持分に応じた実施料を徴収する。

- 2 共有に係る特許権等について、共同研究者の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、研究機構及び共同研究者に帰属するものとする。

（規定の準用）

第11条 第6条から前条までの規定（著作権（プログラム及びデータベースに限る。）については、前3条の規定に限る。）は、共同研究に係る特許権以外の知的財産権を受ける権利又は特許権以外の知的財産権について準用する。

（秘密の保持）

第12条 共同研究者は、共同研究遂行のため研究機構から提供を受けた技術上の情報のうち、研究機構が特に秘密である旨を指定した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、それらの情報が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。

- 一 共同研究者の責によらず、公知の情報となったもの
- 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- 三 研究機構から情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの
- 四 研究機構から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により

立証できるもの

(共同研究成果の公表等)

第13条 研究機構及び共同研究者は、原則として、共同研究に係る成果を公表する。ただし、双方いずれかから公表しないよう申出があった場合には、公表しないこととすることができる。

2 理事長及び共同研究者は、前項本文の規定により共同研究に係る研究成果を公表する場合には、その内容及び時期について、相手方と協議の上、これを決定するものとする。

(外国機関との共同研究における取扱いの特例)

第14条 研究機構は、外国の試験研究機関（試験研究を実施する外国の政府、州又は自治体の機関、大学その他試験研究機関をいう。以下同じ。）との共同研究において、第6条から第11条までの規定によることが困難であると認めるものについては、これを適用しないことができる。

(権限の委任)

第15条 理事長は、研究所等（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構組織規程（13規程第2号）第425条第1項に規定する研究所等をいう。以下同じ。）の長に、それぞれ研究所等が実施する共同研究に係る第2条から第5条までに定める事項に関する権限を委任する。

2 前項の規定により権限を委任された研究所等の長は、同項の規定に基づき共同研究契約を締結しようとする場合において、その相手方が外国の試験研究機関であるときは、あらかじめ、理事長に協議しなければならない。

(報告)

第16条 研究所等の長は、前条第1項の規定に基づき締結した共同研究契約について、その契約内容を理事長あて報告しなければならない。

2 前項に定める報告は、毎年4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各区分による期間ごとに、当該期間の終了した月の翌月末日までに行うものとする。

(適用除外)

第17条 研究機構は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、理事長が必要と認めるときは、この規程の一部を共同研究者に対して適用しないことができる。

- 一 国、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他公法人との共同研究である場合
- 二 共同研究を推進する上で特別な事情がある場合

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、理事長が

別に定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15.10.1 規程第33-1号）

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成16.4.1 規程第33-2号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17.4.1 規程第33-3号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18.4.1 規程第33-4号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20.4.1 規程第33-5号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20.8.1 規程第33-6号）

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成21.4.1 規程第33-7号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。